主 文

原告の請求は、棄却する。 訴訟費用は、原告の負担とする。

### 事 実

### 第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人は、「特許庁が、昭和四十二年三月八日、同庁昭和三六年審判第七〇六号事件についてした審決は、取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め、被告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求めた。 第二 請求の原因

#### ー 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和三十六年十一月八日、別紙第一記載の被告の登録商標(以下「本件登録商標」という)について、登録無効審判を請求し、同年審判第七〇六号事件として審理されたが、昭和四十二年三月八日、「本件請求は成り立たない」旨の審決があり、その謄本は同年四月五日原告に送達された。

# ニ 審決の理由の要旨

# 三 本件審決を取り消すべき事由

本件登録商標と引用商標とが外観及び称呼の点で非類似であることは争わないが、本件審決が、右両商標は観念及び指定商品においても非類似であるとしたことは、事実の認定及び判断を誤つた違法がある。

## (一) 観念について

(二) 指定商品について

以上のとおり、本件登録商標と引用商標とは、その観念において類似し、指定商品も牴触するものであるにかかわらず、これらの点の認定を誤り、本件登録商標は 旧商標法第二条第一項第九号の規定に違反して登録されたものではないとした本件 審決は、違法として取り消されるべきものである。

第三 被告の答弁

被告訴訟代理人は、答弁として、次のとおり陳述した。

原告主張の請求原因事実中、本件に関する特許庁における手続の経緯、本件登録商標及び引用商標の各構成及び指定商品並びに本件審決理由の要旨が、いずれも原告主張のとおりであることは認めるが、その余の事実は否認する。本件審決の認定は正当であり、これに原告主張のような違法の点はない。すなわち、

(一) 本件登録商標は、もともと被告が昭和三十三年八月頃新規に創製したもと被告が昭和三十三年八月頃新規に創製したもとでである。となって、その名称としては、となっては、であるでは、であるにおいてあるには、とは、大規模には、またのである。であるは、規模には、またのである。であるは、規模には、またのである。であるは、規模には、またのである。であるは、規模には、またのである。である。としての機能である。であるは、規模には、またのである。であるとしてのものである。である。であるとしては、またのである。である。である。である。である。である。である。では、またのである。である。である。では、またのでは、またのでは、またのでは、またのである。では、またのでは、またのでは、またのである。では、またのである。では、またのでは、またのでは、またのでは、またのでも、またのである。またのでは、またいでは、またいいでは、またいでは、ま

は、一般需要者の認識に反するといわなければならない。すなわち、英語の「chicken」(チキン)には、鶏の雛の意味もあるが、日常生活で日本語として使用されているのは、チキンライス、チキンカツレツ、チキンシチュウ等の用例に見られるように、鶏肉の意味で使用されており、一般に、生きた「にわとり」または「とり」を表わす意味で「チキン」を使用する慣行はない。そして、英語が日常語として用いられている場合には、一般普遍的な意味に解すべきものであるから、雄雌二羽の鶏の図形と「とり印」の文字との結合からなる引用商標と本件登録商標「チキンラーメン」とは、観念上これを類似とすべき根拠はないものといわなければならない。

(二) 本件登録商標の指定商品である乾燥即席味付ラーメンは、従来のこの種食品と全く異なり、麺自体に味を吸着浸透させ、組成する澱粉類は高熱の油処理によってアルフア化したまま保存され、そのまま食しうるとともに、単に熱湯を注ぐのみで、直ちに内含する味が放出され、何らの味付も必要とせず、完全に調理されたは対し、旧第四十七類に属する商品は、農産食料品の原材料及び素材ないし半加工品の範囲内のものをいうのであるから、本件登録商標の指定商品である乾燥即席味付ラーメンは、旧第四十七類の麺とは異なるものというべく、最終用途に供する完成加工食品として、旧第四十五類の加工食品に属すべきものであり、したがつて、本件登録商標と引用商標とはその指定商品においても牴触しないものといわなければならない。

第四 証拠関係(省略)

#### 理 由

一 (争いのない事実) 一 本件に関する特許庁における手続の経緯、本件登録商標及び引用商標の各構成及び指定商品並びに本件審決理由の要旨が、いずれも原告主張のとおりであることは、当事者間に争いがない。

(審決を取り消すべき事由の有無について)

、まず、本件審決が本件登録商標と引用商標とを観念上非類似の商標であるとした点において、事実の認定及び判断を誤つた違法がある旨主張するが、告の右主張は、理由がないものといわざるをえない。すなわち、本件登録商標のうち、「ラーメン」の文字部分は、その指定商品が乾燥即席味付ラーメンであるという。中華麺であるラーメンを表示するものであることが明らかであり、他のより、中華麺であるテーメンライス」「ナキンカツレツ」「チャン)を意味であるように、英語の「chicken」(チャン)を意味「チャン」とを結合して成る文字商標であるというべきである。被告は、この点について、本件登録商標は「チャンラーメン」と一連一体にのみ把握すべきものであるとして、もともと「チャンラーメン」なる語は、被告の新製品

握すべきものであるとして、もともと「チキンラーメン」なる語は、被告の新製品である乾燥即席味付ラーメンの固有名称的なものとして新造採択され、大量に宣伝使用した結果、これを商標として使用するときは、被告の製品としてのチキンラーメンそのものを観念せしめるものとなり、したがつて、一連一体にのみ把握されるべき必然性がある旨主張するが、そのような事実を的確に認定するに足る証拠資料は、本件にあらわれたかぎりにおいては存在しないといわざるをえない。

しかして、「チキン」の語(英語「chicken」)が、わが国においては、前記用例に見られるように、一般に食品名と結合されて、もつぱら、比較的庶民的な鶏肉を素材とする料理を表示するものとして、日常語化して使用されてきていることは、当裁判所に顕著な事実であり、したがつて、取引の実際において、右のような「チキン」が、食品名の一種である「ラーメン」と結合して成る本件登録商標「チキンラーメン」が取引者及び需要者に直感せしめるところも、その指定商品「乾燥即席味付ラーメン」との関連において、右の範囲を出ることなく、加工食品としての乾燥即席味付ラーメンにつき、調味ないしは加工材料に鶏肉を用いたものとの観念を生ぜしめるに止まる、と認めるのが相当である。

との観念を生ぜしめるに止まる、と認めるのが相当である。 もつとも、一般に、英和辞書において、「chicken」の語は、鶏肉及びひな鳥のほか鶏をも意味するものと説明されていることも、当裁判所に顕著な事実であるが、本件登録商標のように外来語から成る商標の観念を定めるについては、その外国語としての本来の意義、すなわち、文字としての正確な意義だけを唯一の根拠とすべきものではなく、これが、わが国において、商標として用いられた場合、

指定商品との関連において、わが国の取引界の実情からみて(本件の場合、本件登 録商標が比較的大衆的な食品に用いられるものであることを考慮しなければならない)、取引者、需要者によつてどのように認識されるかによつて決すべきものであ るから、わが国における日常語化された外来語としての「チキン」の意味するとこ ろが前認定のとおりである以上、英語「chicken」に、その本来の字義とし て鶏(にわとり)の意味があることは、何ら前認定の妨げとなるべきものではな

·方、引用商標は、雄雌二羽の鶏の図形と「とり印」の文字との結合から成る構 成に徴し、生きたにわとりを直感させるものであり、「にわとり」の観念を生じさ せるものであることが明らかである。したがつて、前記認定のように、加工食品と して、鶏肉を調味材料として用いたラーメンとの観念を生じさせるに止まる本件登 録商標は、引用商標とはその観念において異なるものといわざるをえない。

本件登録商標と引用商標とが、観念において相違すること右のとおりである以 上、その外観及び称呼が異なるものであることは原告の認めて争わないところであ

るから、さらに両商標の指定商品の異同について判断するまでもなく、 両商標は非類似の商標というべく、したがつて、本件審決がこの点の認定判断を誤 つたとする原告の主張は、理由がないものといわざるをえない。 (むすび)

三 以上のとおりであるから、その主張のような違法があることを理由に、本件審 決の取消を求める原告の本訴請求は、理由がないものといわざるをえない。よつ て、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八十九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 三宅正雄 石沢健 滝川叡一)

別紙第一

本件登録商標

昭和三十五年十二月二十二日登録出願

昭和三十六年九月二十日登録(登録番号第五八〇、五〇〇号)

構成 片仮名で「チキンラーメン」の文字を毛筆をもつて普通に用いられる書体 で左横書きして成る。

指定商品 旧第四十五類 乾燥即席味付ラーメン

<11605-001>

別紙第二

引用商標

昭和二十七年四月二十四日登録出願

昭和二十八年六月二十四日登録(登録番号第四二六、八五九号)

構 成 雌雄ひとつがいの鶏の図形を描き、その下方に「とり印」の文字を左横書 きして成る。

指定商品 旧第四十七類 小麦粉その他本類に属する商品(但し麦類及びその類似 品を除く)

<11605-002>